平成十四年農林水産省告示第千百八十四号等の一部を改正する告示

（平成十四年農林水産省告示第千百八十四号の一部改正）

第一条　平成十四年農林水産省告示第千百八十四号（農業近代化資金融通法施行令第一条第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
一　農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第一条第十号の農林水産大臣の定める事項は、次のとおりとする。 1～4　（略） 二　令第一条第十号の農林水産大臣の定める基準は、次のとおりとする。 1～5　（略）	一　農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第一条第九号の農林水産大臣の定める事項は、次のとおりとする。 1～4　（略） 二　令第一条第九号の農林水産大臣の定める基準は、次のとおりとする。 1～5　（略）

（平成十四年農林水産省告示第千百八十五号の一部改正）

第二条　平成十四年農林水産省告示第千百八十五号（農業近代化資金融通法施行令第二条の表第四号から第七号までの規定に基づき、同表第四号の農林水産大臣の定める規模等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正前	改正後
一　農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第二条の表第四号の農林水産大臣の定める規模は、事業費二億円に相当する規模とする。 二　令第二条の表第五号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。 1～7　（略） 8　農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金 9　1から8までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金 三・四　（略） 五　令第二条の表第七号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。 1～3　（略） 4　農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に要する資金	一　農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第二条の表第四号の農林水産大臣の定める規模は、事業費千八百万円に相当する規模とする。 二　令第二条の表第五号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。 1～7　（略） （新設） 8　1から7までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金 三・四　（略） 五　令第二条の表第七号の農林水産大臣が指定する資金は、次のとおりとする。 1～3　（略） （新設）

（平成十四年農林水産省告示第千百八十六号の一部改正）

第三条　平成十四年農林水産省告示第千百八十六号（農業近代化資金融通法施行令第三条第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める団体を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第三条第一号の農林水産大臣の定める団体は、次のとおりとする。 一　（略） 二　令第一条第十号に掲げる団体	農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第三条第一号の農林水産大臣の定める団体は、次のとおりとする。 一　（略） 二　令第一条第九号に掲げる団体

附　則

この告示は、農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。